

第三回 参議院法務委員会會議錄第十号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)

委員の異動

十一月二十六日(金曜日)委員奥主一郎君辭任につき、その補欠として岩木哲夫君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○憲法の解釈に関する件

○田中政務次官の辭任問題に関する件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法警察職員等指定應急措置法案(内閣送付)

○大垣市に刑務所支所設置の請願(第三十三号)

○出雲市に松江刑務所支所設置の請願(第三十七号)

○倉敷簡易裁判所檢察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所設置の陳情(第十四号)

○吉原市に静岡刑務所支所設置の請願(第三十三号)

○郡山市に仙台高等裁判所支所設置の請願(第二十三号)

○鹿児島縣に福岡高等裁判所支所設置の請願(第二十号)

○宮城刑務所福島支所移轉に関する請願(第七十七号)

○裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

午後一時五十二分開會

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員会を開会いたします。議案を上程する前に大野委員より發言を求めら

められておりますからこれを許可いたします。

○大野幸一君 本日調査意見長官の出席を煩わした所以のものは、御承知の通り法務總裁が第一回にここに發言せられましたごく、法律に対して余り御造詣深くないという御謙遜な御挨拶もあつたので、本來は法務總裁に意見を質して見たいと思つたのですが、直接担当しておいでになる調査意見長官から御意見が承りたいと思つたのであります。法務總裁の重要な、いわゆる法律問題に対する内閣に対する最

高顧問として職責を全うせられることが他の國務大臣より非常に光榮ある地位と私は考へておるのであります。そこで簡単に申し上げますことにいたしました。これはもうすでに政治問題に解決されたのであります。後世のために憲法に対する考へ、憲法に対する解釈を一つ現在の調査意見長官はどうか考へておいでになるか、問題になっておりましたところの憲法第七條の解釈、第二はいわゆる参議院の緊急集会に対する見解、こういふものに対して率直な御意見が承りたい。尤もこの法務廳は独自の見解でありまして、政府のいわゆる政策的解釈には便乗されないものと覺悟しております。我々政党内でありますけれども一たびこのドアを開いて法務委員会に出席した以上は、我々は政党政派を超越してやるのが法務廳設置の趣旨に副うて、それとともにその部面を担当する法務委員会の責任と、こうも考へておりますか

ら、この点は勇敢に一つ意見を述べて頂きたい。ただ参考までに申上げて置きますことは、この憲法制定當時はこの参議院の前身と世の中で言われておる、実は前身ではないけれども、前身と言われておる貴族院には未だ封建的思想が非常に多かつた、この法案通過を図るために、時の責任者が現在の憲法、この改正憲法は旧憲法と異ならないように説明をしようと試みたのであります。こういう点から貴族院當時のいわゆる立法の精神といふものが相当歪められておるという趣意は、旧憲法と同じような解釈をしたいように考へて解釈されておるのであります。が、併し我々参議院は新憲法後に生れて來たところのいわゆる新憲法から生れた立法當時の頭と少し皆が全部違つておるといふ点で、進歩的に解釈して行きたいという趣意が我々のまあ頭であります。こういう意味におきまして憲法の他の、いわゆる旧憲法當時の學者の見解が直ちに今の憲法に通用できるとは私は考へておりませんが、そういう点も一つ十分御斟酌、御参考にせられまして、そうして一つ意見を述べて頂きたい。即ち第一は憲法第七條の解釈、憲法第七條のみによつて内閣は國會の解散ができるかどうか。國會の解散ができるのは六十九條の場合のみによるのか、同説のどちらを採るか。

第二は、五十四條の緊急集会といふのは、丁度例を今度の問題に譬えて一つ説明して貰いたいと思つたのです。議案が解散される前からすでにその事件は予想されておる、併し政府の解散権の行使によつて議會が解散された、その後には前か問題になつておる事案についてそれが審議の必要あるからといつて、いわゆるここに言う國に緊急の必要ある場合に該当するといふ考えかどうか、私はエマーソンという言葉を決して予期せざるころの事案ではなくして、予期せざるころの事案とこう解釈するのが安当のように考へられますが、この二点について御意見を聴いて置きたい、ただ政治問題として過ぎたこととありますが、繰返して申上げますが、後日のために、後世のために一つ現在の調査意見長官はどうか考へてあつたかといふことは後者のためになると思つて、ここに私がその質問をいたす次第であります。

○政府委員(兼子二君) 只今特に御指名を受けまして、私に対する御質問があつたわけでありまして、実は私の職務は政府部内におきまして内閣又は各省に対して意見を述べ、勧告をするといふことを担任しておるわけでございます。法案の一部を所管しております関係上、政府委員といひますかを仰せつかつておる次第でございますが、そういう意味におきまして政府を代表いたしましたして政府の法律的意見といふものを直接外部に發表する権限は持つていないわけなのでございまして、本問題につきましても法務總裁からこの問題について特に意見を出せ

うと私は思うのであります。従つて只今の御説明によりまして、政府部内におけるところの機関として、意見長官が発表を遠慮するという点については私は了承いたします。全く了承いたします。併しながら一個人としての意見を伺うことについては差支ないだろうと思ひますし、そうして今までに對して、この研究の結果、いわゆる調査局内における多数説とか少数説はどうであつたか、こういう点については差支ないと思ひますから、その点について答弁を求めます。私は元來法務総裁にこれは聞きたいと、こう思つてゐるのであります。法務総裁は、みづから進んでこういう問題が問題になるときは法務総裁の権限として憲法を擁護するために新聞発表してもよければ、そういうことは私は然るべきであると思ふのであります。それを總理大臣の政策或いは又その政治的掛引によつて便乗してゐる、未だ法務総裁が発表しないといふこといかんと思ふのであります。従つて、法務総裁に聞くところでありまゝでも、御覽の通りであらうお人柄の人ですから私も遠慮しまして、その代理者として私は本日御意見を伺つておきたいために御質問申上げるのであります。併し只今の調査意見長官の御答弁については異議はありませんが、先程申しましたように、調査局内における多数説はどうであるか、或いは又あなたの個人としてはどうお考えになるか、こういう程度はせめて、総裁の罪止の一端として、して貰ひたい、こう思ふのであります。

○政府委員(兼子一君) 只今重ねての御質問でございますが、ここで私個人の意見を發表するの如何と存するのではありませんけれども、委員長如何なものでしょうか。

○委員(伊藤修君) あなたにおいてお述べ願へば願つて解決した方がいと思ひますが、若しそうでないといふお考えであるならば、先に法務総裁が自分は全くの法律には素人だからどうかよろしく願ひいたしますと、こゝうやつて頭を下げられたのでありますから、そうするとなすり合ひになりますから、若し行政面においてお差支があるならば大臣と御協議の上後日御答弁を願つてもよろしいし、本日私見としてお述べ願つてもよろしいし……。

○政府委員(兼子一君) 法務総裁としては前に調べて置けと……、調べて置けといふことは材料を纏めて置けといふことをおつしやつておりました、その趣旨の準備だけはいたしておりました、それ以上突込んだことは部としては調べておりません。

○委員(伊藤修君) 特に委員会としては法務総裁に質問をいたしましたのでありますけれども、当時の御答弁はさうな御答弁なんでそれ以上追及するといふことも大人げないといふことで専門のあなたに質問する、その次第なんですからそこはあなたの方と大臣との御関係によつて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(兼子一君) 特に部としての調査の程度は意見と申しますと、これはやはり法務総裁と一度相談した上でないと申し上げようがないと思ひます……。

○委員(伊藤修君) それでは明日法務総裁とお話の上で御答弁をお願いすることにいたしましたらいかがでしようか……。

○政府委員(兼子一君) 承知いたしました。

○委員(伊藤修君) そういうことにいたします。只今のはお聞きの通りです……。

○大野幸一君 明日は何時から……。

○委員(伊藤修君) 午後一時から……。

○松井道夫君 只今御所管の方が出席であるかどうか知りませんが、ちよつとお尋ねしたいのであります。

○委員(伊藤修君) 法案外のことでございます。

○松井道夫君 今の新聞に田中法務政務次官がお辭めになつたという報導がされておるのであります。それが、それは事實であつたかどうか、又諦められ理由は……理由であるか、それから田中法務政務次官が家宅搜索を受けたらたといふことはこれは新聞に報ぜられておるのであります。その後、その後の犯罪の嫌疑についてはどういふふうになつておりますか、そういうことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○田中政務次官は身の潔白を強く主張されておりました。決して辭職はしない、又代議士の職務を遂行するつもりであるといふことを述べておるのであります。勿論田中政務次官は代議士である、衆議院議員であられるのであります。且つ而も法務政務次官である、その方に対して家宅搜索をいたしましたといふことは相當、こと、重大な問題であるのであります。今回田中政務次官がお辭めになつたといふ新聞紙の報導の眞実の理由等をお聞きして置く必要があると存じます。御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内益君) 私に對する質問ですか……。

○松井道夫君 これは誰でも結構です。

○政府委員(木内益君) 田中政務次官が辭表を提出されたとか、或いはお辭めになつたといふことは私は全然聞いておりません。それから家宅搜索の問題については御質問でございます。如何なる関係において家宅搜索を受けたかといふ点につきましては、捜査の段階にあるのであります。こゝで申し上げることはお許しを願ひたいと思ふのであります。ただ問題は世間に流布されておる炭鉱國管問題に關連した事件であるといふことはお答えできると思ふのであります。そうして御質問の御趣旨は、田中政務次官に何らか犯罪の嫌疑があつたかといふ点については私といたしましてはあつたともないと思ひます。それはちよつとどうかと思ふのであります。要するにあの事件は先日起訴されました木曾重義という炭鉱屋が、或る別の事件で取調べを受けておる中において、いろ／＼石炭國管反對運動についての対策本部と申しますか、その会計をやつておつた、そうしていろ／＼業者の間から集つた運動費の支出を担当しておつたのであります。で、その問題に關連いたしました、田中政務次官の家を檢察廳としてはどうしても家宅搜索をしなければならぬといふ事情がありましたために、搜索をいたしました次第でございます。

○松井道夫君 只今御答弁がありましたが、辭職の關係についてはここに御承知の御担当の方がお見えになつていないようでありますから、その点は明日御調査の上御答弁を願ひたいと思ひ

ます。それから今の家宅搜索の關係であります。重ねて確めて置きたいことは田中政務次官その人に対する犯罪の嫌疑で家宅搜索をしたのかどうか、仮にそうであつたとすると、その嫌疑が現在まだ白とも黒ともはつきりしておらないのかどうか、その三点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(木内益君) 先程申し上げました通り搜索した被疑者の対象になる者は木曾重義であります。そうして田中氏の問題が今後これはどういふふうになるかといふことは今こゝで申し上げられませんが、要するに木曾との關連において一應搜索をする必要があるといふので搜索をいたしました次第であります。

○松井道夫君 結論だけで結構なんです。ありますが、田中政務次官その人に対する嫌疑によつて家宅搜索をしたのであるかどうか、その点をお答えできれば願ひます。

○政府委員(木内益君) 犯罪になるとか、犯罪の嫌疑があるとかないとかいふことの問題は別といたしまして、要するに木曾の被疑事實につきまして關連ありと見たわけでありまして、○委員(伊藤修君) それでは「下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律」案を議題に供します。本法案は先に予備付託となつておりましたが、衆議院で可決せられまして本付託となりましたので……。

○政府委員並びに最高裁判所の説明員にお尋ねいたしますが、先に當院並びに衆議院において簡易裁判所設置に關する諸願を満場一致を以て兩院とも採択し、これを内閣に送附いたしました次第であります。その際並びにそ

の以前においても、後日簡易裁判所区域変更の法案を提出する場合におきましては、そういうものについてはこれを法案修正の際、盛り込んで提案するという御趣旨の御言質があつたのであります。今日御提案の法案にこの点に関するところの訂正がないのでございまして、これは將來において御提案されるかどうか、この点をお伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(岡咲組一君) 今回本法を提出いたしますにつきましては、只今委員長から御指摘の閣下に簡易裁判所を設置する趣旨の改正の規定を設けることができなかったのは、最高裁判所におきまして二十三年度予算には、簡易裁判所の新設の予算を大蔵省当局との折衝においてお認め願うことができなかった関係もございまして、遂にその趣旨の改正規定をこの法案の中に入れることができなかったのをごさいまするが、折角国会におきまして参議院、衆議院両方において採択せられた請願でございますので、政府といたしまして十分請願の御趣旨は斟酌いたしまして、成るべく速かなる機会に請願の御趣旨に副うような法案の準備をいたし、又最高裁判所ともお打合せいたしまして、その設置に関する諸般の準備を整えたいと目下研究中でございます。

○委員(伊藤修君) この提案の時期は次期国会に御提出願えることになるのですか。

○政府委員(岡咲組一君) 政府といたしましては次期国会に提出いたすつもりでおりますが、その点につきましては最高裁判所の御意向も念のためにお確め願ひたいと思ひます。

○説明員(本間重一君) 最高裁判所といたしましては、政府の方で設立に関する立案をされる場合においては予算の点において極力交渉して盡力をしたいと思つております。

○委員(伊藤修君) 最高裁判所においても次期国会に御提出願えるような運びには御異議ないのですか。

○説明員(本間重一君) 若し政府の方でそういう立案をなさる場合には予算関係においても御盡力いたしたい、こゝろ思つております。

○委員(伊藤修君) 他に御質疑ありませんですか。では質疑はこれを以て終局することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれを以て終局いたします。本案に對しますところの討論はこれを省略いたしまして直ちに採決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(伊藤修君) それではさう決定いたします。では本案全部の問題に供します。本案全部に御賛成の方の御起立を願ひます。

「総賛起立」
○委員(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたします。

○委員(伊藤修君) 本案に對する委員長の本案議における口頭報告の内容については予め御了承を願うことにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(伊藤修君) 御異議ないと思ひます。尙多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岡部 常 松村眞一郎

遠山 丙市 星野 芳樹
鈴木 安孝 松井 道夫
齋 武雄

○委員(伊藤修君) 次に当委員会に予備付託になりましたところの司法警察官等指定應急措置法案、これを議題に供します。先ず政府委員の本案案に對するところの提案理由並びに内容の御説明をお伺いいたします。

○政府委員(本内益君) 只今上程に相成りました司法警察官等指定應急措置法案の提案理由につきましては御説明を申し上げたいと思ひます。御承知の通り第二國會において制定せられました刑事訴訟法改正法律の第九十條におきましては、森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定めることとなつてゐるのであります。従ひまして從來刑事訴訟法第二百五十一條に基き、司法警察官吏の職務を行ふべき者及びその職務の範囲を定めておりました大正十二年勅令第五百二十八号は、これを廃止いたしまして、新たに、これに代るべき法律を制定する必要があるものであります。よつて、政府におきましては、勅令第五百二十八号のうち、すでに不要となつたものは削除し、新たに必要となつたものを加え、職務の範囲につきましても適當な修正を加へ、これを法律案として整理すべく努力いたして参つたのであります。これららの点につきましては、各方面と関連するところが多く、現在尙これを法律案として國會に提出するに至らないのであります。而して他方正刑事訴訟法は、昭和二十四年一月一日からこ

れを施行することと相成つておりますので、これが円滑な運用を図るためには、この点に關し、右の法律に代るべき應急措置を講ずる必要があるのであります。従ひまして本案第一條におきまして、他の法律に特別の定めのない限り右の勅令第五百二十八号の内容をそのまゝとつて、当分の間これを改正刑事訴訟法の規定による司法警察職員としたこととしたのであります。而してその他改正刑事訴訟法におきましては、現行法の「司法警察官吏」「司法警察官」及び「司法警察吏」に相當するものを「司法警察職員」「司法警察官」及び「司法警察吏」と改めましたので、第二條におきまして他の法令中にある右のごとき語を改正刑事訴訟法に適合するようにそれら読み替へることとしたのであります。以上が本案の提案理由の御説明であります。

が、本法は改正刑事訴訟法の實施を円滑にするためには欠くことのできないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。尙詳細の点は野木政府委員からいたしたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) 内容を簡単に御説明願ひます。

○政府委員(野木新一君) それでは司法警察官等指定應急措置法案の内容を御説明申し上げます。これは應急措置法でありまして、條文も僅か二條條でありまして、その大綱は只今述べました提案理由の説明で盡きるわけでありまして、ここでは大正十二年勅令第五百二十八号、この内容を概略説明することによりまして本案の内容を更に明らかにさしてみたいと思ひます。大

正十二年勅令第五百二十八号につきましては、お手許に参考資料として差上げてございましてこの勅令は制定以來十數回に亘つて改正されて來ております。お手許に差上げてありますのは、その現在の形のものであります。どういふものがいわゆる司法警察官吏又は司法警察官の職務を行ふべき者に規定されておるかと思ひますと、先ず第一條で「検事局勤務ノ書記、又ハ雇員ニシテ檢事正ノ指令シタル者ハ其ノ局ニ於テ受理シタル事件ニ付書記ニ在リテハ司法警察官ノ職務ヲ行フ」こんなつております。この中いわゆる検事局勤務の書記といふものは檢察廳法の制定によりまして、檢察事務官となりまして、それが檢察廳法並びに新刑訴におきまして、司法警察官、司法警察職員でなくて、別個の搜查權限を認められておりますので、この点は内容的に変つて來ております。雇員のごときは事實上今尙残つておりますが、運用としては殆んど行われておりません。それから第二條「監獄又ハ分監ノ長ハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪ニ付司法警察官ノ職務ヲ行フ」これは現在もこのまゝ運用されております。第三條「左ニ掲クル者ニシテ其ノ所屬長官其ノ官廳所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事正ト協議シテ指令シタルモノハ第一号乃至第八号ノニ掲クル者ニ在リテハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ、第九号乃至第十四号ニ掲クル者ニ在リテハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ」となつては第四條に書いてあるわけでありまして併しこの点につきましても、逐次申上

げますと、第一号と第二号は今実質的になくなつております。第三号の監獄関係、第四号の営林局関係、第五号の鉄道局と鉄道関係、これは現在でもこの通り残つております。それから第六号の北海道廳の営林区署勤務の二級又は三級の地方技官及び三級の地方事務官、これは第四号の営林局署勤務の農林事務官及び農林技官の方に組み入れられて、実質的にはそちらに振替わつて残つておる形であります。第七号は残つております。第八号の狩猟関係も残つております。第八号の二、これは今は経済監視官もなくなつてしまつて残つておりません。第九号の帝室林野局というものは残つておりません。第十号も残つておりません。第十一号以下は、大体只今申上げたものに照應するもので司法警察官吏の方の職務であります。これも十一、十二、十三は残つておりますけれども、十四は今事実上存在しておりません。第四條に只今まで申上げた十四号の者の職務権限を謳つてあるわけであります。それから第五條の規定であります。これは地方自治法の制定によりまして、これに該当するような場所がなくなりましたので死文になつておる形でありまして、第六條は残つております。それから第七條は麻薬関係でございますが、これは御承知のように今國會で麻薬取締法の一部を改正する法律案が出ました結果、内容は麻薬取締法の方に乗り移ることになつております。この外にこの應急措置法案の第一條で「他の法律に特別の定めのない限り」と謳つておる他の法律と申しますのは、他の法律で特別に司法警察官というものを決めてありますのは、労働基準監督官船

急措置法には非常に大まかに書いてあつて、一々その点の読み替へるの規定は附いておりませんが、全部新刑事訴訟法の檢察官と司法警察職員との関係を被つて来るような意味で司法警察官職員となつて来るものとそういうふうになつておりますから、附け加えたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 何か御質疑はありますか。別に御質疑がなければ、又明日質疑を継続したいと存じますが、如何でございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではさう取運びます。

次に請願を一括して議題に供したいと思ひます。請願及び陳情の件数を讀み上げます。宮城刑務所福島支所移轉に関する請願、大垣市に刑務所支所設置の請願、鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願、郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願、吉原市に静岡刑務所支所設置の請願、倉敷簡易裁判所支所設置の請願並びに岡山刑務所倉敷支所設置の請願、出雲市に松江刑務所支所設置の請願、以上一括して議題に供します。先ずこれら請願及び陳情の内容につきましましては、泉専門員よりこの説明を申し上げます。

○專門員(泉芳政君) 御指名によりまして、私から御説明申し上げます。まず大垣市に刑務所支所設置の請願、本請願は大垣市長外五名より請願されたものであります。大垣市に独立の刑務所支所を設置されるようにという請願であります。大垣には昔監獄があつたそうですが、いつの頃か廃止されて、大垣区裁判所管内一市五郡、大垣市、安八郡、揖斐郡、不破郡、養老郡、海

津郡の区域に亘る犯罪者、容疑者、未決囚等は、従來大垣市警察署留置所に收容されることとなり、現在その留置場は定員二十四名ということになつておるのであります。西濃地区では十三の警察署から容疑者が留置される關係上、この頃では五十名乃至六十名は收容されておる。非常に場所が狭隘で不足しておるような実情であつて、人権蹂躪の非難を受けることにもなるので、又犯罪調査の上にも重大な支障を生じることが少なくないから、是非大垣市に独立の刑務所支所を設置されたいというのであります。

本件につきましては、昨年の九月に当委員会として、委員数名大垣市に参りまして、その実情を親しく見聞して来たところでありまして、大垣には在來の区裁判所もあり、現在支部もあるのですが、長年留置場を以てその支所に代えて来たということを委員一同不思議がついていたというやうな実情があるのであります。

○委員長(伊藤修君) 本請願に対する政府の御意見を伺ひたいいたします。

○政府委員(古橋浦四郎君) お答えいたします。大垣市に支所設置の必要なることは、当局としても認めております。只今追加予算として請求中でございます。早急に支所実現の運びにいたしましたと思つております。

○委員長(伊藤修君) 別に御質疑がなければ、本請願はこれを採択して、内閣に送付すべきものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。

○專門員(泉芳政君) 次に大垣市に松

江刑務所支所設置の請願であります。本件は、島根縣出雲市會議長兒玉直市外一名より提出、伊達源一郎議員の紹介に掛かるものであります。現在出雲市の簸川地区警察署の留置場は、旧出雲警察署の留置場で、僅か收容定員三十名であるのに、警察制度改革において、簸川、安濃、瀬原三郡及び出雲市を含む一市三郡の國家自治警察署の留置場及び代用刑務所として使用され、留置人、拘留人の数は累年急激に増加し、昨年度においては延人員一万八百七十八名、今年度は八月までにすでに七千二百五十二名という数に上り、留置場及び代用刑務所としての機能も全く失われ、その欠陥から更に重大な犯罪を誘発する危険があるといふことで、是非本格的な刑務所の支所を設置されたいという請願であります。

○委員長(伊藤修君) 右請願に対する政府の御意見を伺ひます。

○政府委員(古橋浦四郎君) お答えいたします。本件につきましては、当局としてその必要を認めておりますので、明年度予算に計上してその実現を図りたいと思つております。

○委員長(伊藤修君) 別に御発言もなければ、本請願に對しまして、これを採択いたしましたして、内閣に送付することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。

○專門員(泉芳政君) 次に、静岡縣吉原市に静岡刑務所の支所を設置せられたいという請願であります。静岡縣富士郡の司法保護委員田杉豊作外四十名、すべて司法保護委員の人々から提出されたものであります。吉原市は近

時非常に勃興いたしました。新興工業都市として、昔日の寒村吉原町とは到底比較にならないものであります。が、殊に青少年の犯罪が多いために、現在は吉原警察署の留置場を静岡刑務所の代用監獄として被疑者と未決囚とを一緒に留置してあり、その数も非常に膨大なものによつておるものであるが、これら前科ある者や又青少年の犯罪者等を一緒に收容するということがなつては、到底保護委員としてはその責を盡すことができない、是非吉原市に独立した静岡刑務所の支所を設置されたいという請願であります。

○委員(伊藤修君) 右請願に対するところの政府の御意見を伺ひたいとします。

○政府委員(古橋浦四郎君) お答えいたします。御請願の趣旨は御尤もでございますが、ただ國家財政の面で制約がございますので、向來情を調査いたしまして、成るべく御要望の趣旨に副うように運んで行きたいと思つております。

○委員(伊藤修君) 何かございますか。

○委員(伊藤修君) 只今政府委員から御説明があつたのでありますが、私も七月、八月二回に亘つてあの市に行きまして、警察署をよく見て参つたのでありますが、必要なことを痛感いたしておりますので、御採択あらんことをお願いいたします。

○委員(伊藤修君) それでは本請願に對しましては、これを採択いたしまして、内閣に送付すべきものと決定することに御異議ありませんか。

○委員(伊藤修君) それではさう

決定いたします。

○委員(伊藤修君) 次に岡山縣の倉敷簡易裁判所、区檢察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支所を設置されたいという陳情であります。岡山縣吉備郡岡田村長武本又次郎外二十八名の町村長より提出されておるものであります。岡山縣吉備郡を管轄する岡山地方裁判所及び同檢察廳は、取扱事件が非常に多いのであります。ところがこの大部分は、現在支部のあります岡山地方裁判所玉島支部で扱われておるのであります。が、関係者は出頭のために非常な不便を忍んで倉敷で乗替えて玉島まで行かなければならぬ。そこで、倉敷に裁判所の支部が置かれ、或いは檢察廳の支部が置かれるということになると、それらの人は乗替えないで行けるということになるので、非常に関係町村民が便益であるから、この縣下第三位の都會であるところの倉敷市に、現在簡易裁判所はあるのであります。が、それを昇格して、地方裁判所の支部、それから地方檢察廳の支部を設置されたい、尙それに伴つて岡山刑務所の倉敷支所も設けて頂きたいという陳情であります。

○政府委員(岡咲一君) 只今お申述べになりました御陳情の趣旨は、御尤もと存じます。政府といたしましては、御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所支部の設置は最高裁判所の権限に属してありますので、最高裁判所によく御趣旨を傳達いたしまして、何分の考慮を願うことにいたしたいと存じます。尙地方檢察廳支部及び刑務所支部設置方につきましては、地方裁判所支部が設置せられるようになりなすれば、政府において十分考慮いたすことといたしたく、さう御了承の上、この上何分の御援助をお願いいたします。

○委員(伊藤修君) では後の二件も専門員の説明をお願いします。

○委員(伊藤修君) それでは次に、鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願、これは鹿兒島縣知事外七名より提出であつて、前之園喜一郎議員の紹介に掛かるものであります。福岡高等裁判所の支部を鹿兒島にも設置して欲しいという請願であります。

それから次に、郡山市に仙台高等裁判所の支部を設置して貰いたいというのであります。これは福岡縣郡山市長の提出、橋本萬右衛門議員の紹介であります。第一國會、第二國會と引き続き請願されている問題でありますから、理由はすでに御承知の通りであります。

次に宮城刑務所福島支所移轉に関する請願であります。これは、福島市長外一名の提出で、同じく橋本議員の紹介であります。が、福島刑務所は福島市の發展に伴ひまして、信天山公園の裾にあるのでありますから、今や町の真中になつてやつた。それでそのあたりは、一体に風致地区として都市計画が進められてゐるので、適當な郊外の場所に移轉して貰いたいという請願であります。

○委員(伊藤修君) 以上に對するところの政府の御意見を伺ひます。

○政府委員(岡咲一君) 只今お申し述べになりました、鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願の御趣旨は十分承知いたしました。政府といたしましては、御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所支部の設置は最高裁判所の権限に属してありますので、最高裁判所によく御趣旨を傳達いたしまして、何分の考慮を願うことにいたしたいと存じます。さう御了承をお願いいたします。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

了承してあります。ただ予算その他人事に關しまして、十分考慮しなければならぬのでよく調査いたしまして、御趣旨に副うようにいたしたいと思つております。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

了承してあります。ただ予算その他人事に關しまして、十分考慮しなければならぬのでよく調査いたしまして、御趣旨に副うようにいたしたいと思つております。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員(伊藤修君) 倉敷の裁判支所の設置に關して、御意見はありませんか。

○委員長(伊藤修君) ではさうに決
定いたします。次に倉敷簡易裁判所区
檢察廳の昇格並びに岡山刑務所倉敷支
所設置の陳情並びに鹿兒島縣に福岡
高倉設置の請願、兩件は今少し調査
するために、これを保留することに御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（伊藤修君）ではさよう決定

次に裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題に供します。本法案中の図書館に関する規定についての御意見を参議院法制局長奥野さんにお伺いすることいたします。

○法制局長(奥野健一君) 今度の裁判所法の一部を改正する等の法律案の中で十四條の二の「最高裁判所に裁判所圖書館を置く。」それから更に「最高裁判所は、裁判所圖書館の支部を設けることができる。」それからその外に五十六條の二の「最高裁判所に裁判所圖書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。」云々、それから更に六十條の二、裁判所司書官、これは最高裁判所に裁判所司書官を置き云々という規定が入ることになっておりますが、この最高裁判所に置かれる裁判所圖書館なるものと、國立國會圖書館法に言う圖書館との關係につきまして、この條文からは非常に疑問があるのではないかと思います。この裁判所法だけを読みますと、どうも最高裁判所に置かれる裁判所圖書館及びその支部を設けられる各圖書館が、國立國會圖書館法によります支部圖書館であるということは、どうもこのままでは読み得ないのではないかと思います。従いましてこの條文の面からこれだけで見ます

と、國立國會圖書館法とは別個に、最高裁判所に裁判所図書館、及びその外に図書館の支部を置くことができるように見えると考えますと申しますのは、まず第一にこの十四條の二の中では、國立國會圖書館の支部図書館といふ点が全然現われていないといふ点が、先ず第一と、それから図書館長に関して五十六條では「最高裁判所に裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。」ということになつておりますが、若し國立図書館の支部図書館でありますれば、これは國立國會圖書館法第十七條第一号によりまして、図書館長が任命することになつておりますが、この五十六條の二がけでは誰が任命するかや不明になつております。裁判所の職員の中からこれを命ずるということになつて、誰が任命者であるか不明であります。この五十六條の二という條文は、裁判官以外の職員に関する章の中の條文でありまして、そうして今度の改正によりまして、六十四條で「裁判官以外の裁判所の職員の任命はすべて最高裁判所或いは各高等裁判所」云々の裁判所でこれを任命することになつておりますので、これから申し上げますと、五十六條の二では任命者が不明であります。最高裁判所で任命し得るのではないかという点にも考えられますので、これから言いますと、國立國會圖書館法十七條とも違つて、十七條では館長が支部図書館の館長を任命することになつておると違つて参ります。それから又六十條の二に、裁判所司書官といふものを置きまして、二級の裁判所事務官の中から最高裁判所がこれを補するということになつております。

併し、これもやはり國立國會圖書館法によりますと、十九條等によりますと、支部圖書館の職員でありますれば、支部圖書館長が任命するということになつておりますので、この点とも違つて参ることになつております。又先程の圖書館長の任命も、裁判所の職員の中

から命ずるということになつて、國立

國會圖書館法十七條の一号の図書館長

なりますので、そういうような關係から見ますと、國立國會圖書館法に載つておる圖書館であるということと解釈することが非常に無理じやないかと思ひます。若しその趣旨でありますれば

ば、最高裁判所に國立國會圖書館の支部として裁判所圖書館を置くといつたようなことにもすれば、その点ははや明瞭になるかと思いますが、このままではそういうような任命關係その他と比較いたしまして、恰も國立國會圖書館との關係のない獨立の圖書館を置くかのごとき観がありますので、そういうような法律でありますから、國立國會圖書館とは別個に置くということも考えられますが、その点は結局どちらがいかという問題であります。ただ法文の解釈といたしましては、この條文からは、今言つたような國立國會圖書館の支部であるというふうには非常に読みにくいというふうに考える次第であります。

○委員長(伊藤修君) 次に圖書館の係の者から御意見を伺います。

○説明員(中根秀雄君) 只今の御説明にございました通り、若しもこの改正によりまして、特にこの改正條文の中で第十四條の二、それから第五十六條の二並びに第六十條の二、これらの規

定によりまして、若し國立國會圖書館の規定、特に第七章の諸規定でございしますが、第七章の諸規定が排除されるということになりますと、只今御説明の通りの結果になるかと思ひます。その点の御解釈につきまして一應お承知したいと思ひます。

○松村眞一郎君　私は最高裁判所に置

かれる図書館について、どう思うか考え

明を十分に承りたいと思うのであります。元來國立國會圖書館法の建前から申しますというと、國會圖書館という名前でありますけれども、実はこれは國家圖書館のもりでこの法律ができます。

ておるのではないかと私は考えるのでありまして、これはアメリカのコングレッツ・ライブラリーというふうな制度を考へても、図書館制度の統一及び國民全体がこれを利用し、國民の図書館であるというような思想から出發して來たのではないかと思はれるのでありまして、裁判所の方で図書館を置くという趣旨が、國會図書館から独立のものをお置くという考へで進んでおられるのであるかどうかということを、先づ裁判所の方にお聞きしなければならんと考へるのでありまして、若し國會図書館の一部であるということになると、國會図書館法の第二條に、図書館におきます職員の名前が列挙してある、館長、副館長、參事、副參事、主事、これが國會図書館の職員である。この職員の他に司書官というものができるのでありますから、どうもこの裁判所法の一部を改正する法律案に書いてある図書館は、國會図書館の外に置くということにどうしても私は讀まれると思うのであります。そうし

まずというと、立法論としてそうしたこと、がいいのであるかどうかということから検討して掛かなければならんと思うのでありますが、元來原案は國會圖書館の外に置くつもりなのか、中に置くつもりであるのかということを、まず伺いたい、中に置くつもりである

ならば、これは中に置くようには読め

ない、どうしても国会図書館から離れ

ることは明瞭であると思います。殊に國會圖書館法の第十條を見ますという
と、「図書館の職員は、國會議員と兼ねることができない。」ということが書いてある。「又、行政若しくは司法

の各部門の地位を兼ねることができない。」という規定がここに書いてあります。併しながらこの行政若しくは司法の各部門の支部の図書館の館員となることは妨げない、こういう規定がありますから、この關係で、どういう心持ちでこの國會圖書館というものを作るのかという方が非常に出発点として大切なことと考えるのでありますが、一別別に作るつもりなのか、中の一部とするつもりであるかという、それらのお考えを先ず確かめたいと思います。別に作るつもりであるならば、これは國立國會圖書館の法律の精神に合わないのじやないか、こう思うのです。一部のつもりであるならば、むしろ實際問題は圖書を汎山集めて裁判官のいろいろな御研究に支障のないように、できるだけ豊富な圖書を裁判所のために備へ附けるということが要点であろうと思います。そういう關係から申しますという、法律に書かなくても、予算で十分經費を取つて頂いて、できるだけ豊富な圖書館を分館として裁判

所に作つて貰いたい、こういうふうに考へるのではありません。私の考へとしては、やはり國立國會圖書館の一部とされて、そして最高裁判所に置くより、やはり國民の圖書館であるというよりな心持ちにして、法律關係の圖書について、裁判官と共に國民もまた親んでそれを閱覽することができるといふような工合の制度にした方がいんじやないかと私は思ふのであります。私の意見としては、國立國會圖書館から獨立した圖書館というものを裁判所に附置するといふお考えであるならば、私は余りそれには賛成できないといふことを申し上げておきます。

○政府委員(岡田一孝) 私から、最高裁判所での圖書館の設置につきまして政府の方へお願いいたしました立案の氣持を御説明申し上げたいと思ひます。

現在、國立國會圖書館法が施行になりましてから、最高裁判所はやはり圖書館を持たなければならぬといふこととでありましたが、何ら実は機構としてはないものであります。併し圖書館長になるべき人、それから裁判所がどういふ名前の圖書館を作るかといふことについて、國會圖書館の方から大体のその通知だけはして置くようにといふお話がありまして、今日までにおきましても、裁判所圖書館とここに挙げておられますけれども、同じような名前を通知いたしておきまして、圖書館長になる人も、その都度私の方から内通に申しますか内申申上げて、そうしてその任命が行なわれておる状態でありまして、ところが機構というようなのは全然ございませんので、何らかの形で機構を整へ、予算的な措置も段々とつ

て行きたい、こういうような希望もありまして、制度化することをお願いした次第であります。従ひまして、この制度ができました後、固より國立國會圖書館から離れた獨立の圖書館を設けるといふような意思は毛頭ないのであります。只今松村委員からお話のアメリカの國會圖書館が全部の圖書館の仕事をお扱いになるようにこちらの方もお扱いになつて、その圖書館の一翼として、ロー・ライブラリーとしての完成した姿を最高裁判所の圖書館の中で持たたい、こういう念願なのであります。従つて只今御疑問の獨立した圖書館を設けるという意思はないものと御了承願ひたいのであります。

○松村眞一郎君 若しその趣旨でありますならば、國立國會圖書館法の改正として必要な規定をお入れになるのが適當でないかと考へます。それは國立國會圖書館の中に、最高裁判所の長官の任命する最高裁判所裁判官一人といふのが連絡調整委員会の委員になるとまで書いてあるのではありませんか、そういうような裁判所のことを中に明文として書いてある程、裁判所のことを考へた圖書館法であるとするならば、職員についてすべて最高裁判所の職務に便益を與えるような方法が十分とられることの考慮の下に、國立國會圖書館法の改正として必要なれば、御考慮願ひのいいのじやないかと思ひます。これは司法権の行使といふことに直接關係のない事柄でありまして、裁判所法においても裁判官のいろいろの方面の知識を豊富にする、殊に、法律についての研究の便益に重点を置くといふことの趣旨がはつきりいたせば、私はいいのじやないかと思ひますか

ら、司法権獨立というやうなことが、何でもかんでも獨立するといふやうな、國民から獨立するといふやうな意味に誤解されるやうなことがあつても面白くないと思ひますから、圖書館のごときは裁判所法の中に書くといふべきでなく、やはり圖書館法の方に書くといふことの面を進みたいと思ひます。そのういたしませんければ國立國會圖書館法に対する特別規定であるといふ具合にどうしても、これは讀まれるのでありますから、裁判所についての特別規定であつて、裁判所だけは國會圖書館から獨立した圖書館を持つといふことが、どうしても條文の解釈上起つて来る恐れがあると思ひますから、御説明然りとすれば國會圖書館法の改正が必要であれば、その方を改正されることにして、裁判所の一部である圖書館は裁判所の一部であるといふことがよく考へられるやうな改正案は、却つて害を生ずると考へますから、私はできるだけ豊富にこの司法に關する、法律に關する圖書を蒐集せしめるということについての要求はしなければならぬと思ひます。併しなから圖書館が獨立するがごとく見えるやうなことは避けた方がいゝ、こういう考へを持つておることを申し上げます。

○説明員(小川善吉君) 裁判所圖書館を設けましたことは、只今申しましたやうに裁判所側といたしましてはロー・ライブラリーとしての性格を裁判所の圖書館に完成したいといふことであります。勿論先程法制局長から御指摘の國立國會圖書館法の第二十條の規定の後段の規定に根拠を持つて來たものであります。ただ二十條の規定の後段には「現に圖書館を有しない各

府において、一ヶ月以内に支部圖書館を設置するものとする」と規定いたしました。この「各府の中には勿論司法部、即ち裁判所も入るのだと考へておるのであります。この場合において一ヶ月以内に支部圖書館を設置しなければならぬ、この關係から支部圖書館としての裁判所圖書館を設けることにしたい、こう考へたわけでありまして、若し十四條の二の言葉のままでは支部圖書館たる、國立國會圖書館の支部たる性格が出ていないのではなかつたかといふ御疑問が第一番目に出るかと考へるであります。立案の側の考へといひましては、前段の方に

出しております圖書館、即ち現に存する圖書館が國立國會圖書館の支部圖書館となつて、それは當然なる關係であります。併し、それに國立國會圖書館支部何々圖書館といふことを謳わなくても支部圖書館になる關係から後段の方もやはりわざ／＼謳つてなくとも、この二十條の規定の精神全体から各府が圖書館を持つた時には、當然に二十條の規定全体から支部圖書館になるものだと考へて、併しなから圖書館が獨立するがごとく見えるやうなことは避けた方がいゝ、こういう考へを持つておることを申し上げます。

それから第五十六條の二の規定につきましては最高裁判所に裁判所圖書館長一人を置くといふのは先程圖書館法十七條の一項の任命の規定との調和がどういふものかといふ御疑問でございます。したのですが、私共の考へておりますところではともかく行政、司法各部門に圖書館が分れて、その際に各部門の圖書館長が命ぜられます場合には、それらの圖書館長は行政部にいたしましたとしても、司法部におきましても、それはその行政部なり、司法部なりの職員になるものだと、この十七條の規定から解釈しておつたわけでありまして、従つて、ただ任命の形式が十七條の規定によつて任命されるということになるだけのものだと考へておるわけでありまして、その結果ここで通常ならば五十六條の二におきまして最高裁判所圖書館長一人を置いて、裁判所の職員の中からこれを命ぜると書きまふ場合には、誰が命ぜるかを通常書くところでございますが、國會圖書館法の十七條の規定が被つて來て、圖書館長が十七條の一項の規定によりまして任命の手続をとるものだと考へて、勿論そういう形になりまして、やはり任命せられた職員は、裁判所の職員になります。關係上、形式的に一體裁判所の職員に任命して通常の命免補職の形式を備へた形式をとるべきものだと考へて五十六條の二の規定を立案した次第でございます。それから第六十條の二の司書官の規定でございますが、これは過日私この席でちよつと申しましたことに申すらないところがありまして、重ねてこの点については若干補足して申し上げたいと思ひますが、これもやはり二級の裁判所事務官の中から一應補しまして、その司書官に対して圖書館の勤務を命ずるといふ形になるものだと、か

ように考へておる次第でございます。

従つて図書館の勤務を命ずる關係は十九條の規定によりまして当該図書館長がその職員を裁判所法の規定によつて任免することができるといふ規定の適用を受けて行くべきものだと考へておる次第でございます。

○法制局長(奥野健一君) 只今のお趣旨のようにこれは國立國會図書館の支部分館であるといふ前提で申しますれば、これは端的に申しますと、この條文は全部要らないのでありまして、國立國會図書館法によつて全部賄ひ得るので、わざわざ「こゝういふ規定は全部要らない」といふ趣旨を明らかにして、例へば最高裁判所に國立國會図書館の支部分館として裁判所図書館を置くといふふうにするとか、或いは又図書館長の場合であります、これは先程任命と補職とを區別してあるのだといふふう、五十六條の二の点について申されておりましたが、これは図書館長という一人の官、一職のあれでありますから、この場合に任命と補職を分けるということは意味が合わないのじやないかといふ氣がするのでありまして、これは國會図書館長が支部分館長を命ずるといふことが、國會図書館法の十七條の一号で明らかになつておりますから、その上に更にその任命される支部分館長は裁判所の職員の中からでなければならぬといふふう、むしろ制限した規定でありまして、國立國會図書館法では、ただ調整委員会の推薦に掛かる者の中から図書館長が任命するのだといふふうになつておつて、その推薦に掛かる者が裁判所の職員であることを要件とするとはないのであります、この五十六條の二で、それは裁判所の職員の中からはといふふうには制限を加へておるのであります、これは図書館長の任命権の制限か、或いは推薦すべき連絡調整

委員会の推薦すべき者に対する制限であるか、とにかく或る種の制限の規定と考へざるを得ないのでありまして、この点も圖書館法の一つの例外制限といふことにならうかと思ひます。

それから又六十四條の二の秘書官といふのであります、これは國立國會図書館法では秘書といふことはありますが、秘書官といふことはないといふふうに考へます。それで、ここで新しく秘書官なるものを置くことも、これ又國立國會図書館法の規定とは違ふ例外的規定といふことになるかと思ひます。であります、而かもこれは國立國會図書館法の十九條によりますと、どうして支部分館の図書館長がこれを任命するといふことになつておりますので、これは又補するといふことになつておるので、その任命した者を更に上の最高裁判所でこれを補する、任命者は下の方の図書館長が支部分館の図書館長を任命して、補するといふのは最高裁判所が補するといふふうな關係になることも聊か如何かと思ひますので、御趣旨のようであれば、むしろ全然これらの規定がなくても當然國立國會図書館法二十條ですかによつて設けることができるのでありますから、端的に言うに全然要らないのではないかといふふう、まあ法律的に考へておるわけでありまして。

○松村眞一郎君 どうも五十六條の二の二項を見ますと、裁判所図書館長は最高裁判所の監督を受けることになつておりますから、そうして裁判所の図書館の事務を処理するといふのでありますから、図書館に關する事務についての監督権は最高裁判所が持つといふ点が、國立國會図書館に對してどうし

ても明らかに例外だと思ひます。最高裁判所の長官の圖書に關することは、これは自己の責任で監督すべきものじやないかと私は思ふ。ですからこの規定を見て、明かに裁判所図書館といふものは最高裁判所長官の監督の下にできる独自の図書館であるといふふうであります。この條文それ自体が圖書館の監督については最高裁判所の監督を受けなければならないと思ひます。そういう關係において、どうも誤解を招く虞れがあるといふ心配を持つ、そういうことを申上げて置きます。

○説明員(小川善吉君) 五十六條の二の規定につきましては、圖書館の事務について最高裁判所長官が監督いたしますことは、五十六條の二の規定から當然であります、更に國立國會図書館法の規定によつても、國立國會図書館の館長は指示或いは監督等を裁判所図書館長に對してなし得るものだ、その面においては二重の監督が及んで行くものだと、かように考へておる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) では御研究になつておる際ならば、星野君。

○星野芳樹君 御研究になつておることとは全然別なことです、法務廳當局に伺いたいたのですが、最近中央電話局で、委員長以下逮捕した事件がございまして、この経過と理由を、今日御返事ができなければ、明日お願いいたします。

○政府委員(岡咲組一君) 星野委員のお尋ねにつきましては、早速檢務長官に連絡いたしました、この次の機会にお答え申上げたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) では關係の御當局にお傳へ願ひます。では星野さんへの御答弁は明日にお願いいたします。明日は午後一時より開会いたします。午後三時四十三分散会。出席者は左の通り。

政府委員		檢務長官	木内 曾益君
法務廳事務官		(檢務課長)	野木 新一君
法務廳事務官		(見調官)	兼子 一君
法務廳事務官		(第一局長)	岡咲 恕一君
法務廳事務官		(矯正總務局長)	古橋浦四郎君
法制局側		法制局長	奥野 健一君
國立國會図書館側		國立國會図書館長	中根 秀雄君
支部分館長		常任委員会専門員	泉 芳政君
説明員		最高裁判所事務總長	木間 喜一君
最高裁判所第一課長		小川 善吉君	

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、司法警察職員等指定應急措置法案

司法警察職員等指定應急措置法案

法案

司法警察職員等指定應急措置法案

措置法案

第一條 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めのない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件（大正十二年勅令第五百二十八号）の定めるところによる。

第二條 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは「司法警察員」と、「司法警察吏」とあるのは「司法巡查」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律第三十一号）施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

十一月二十七日日本委員会に左の事件が付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月九日）

十一月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、吉原市に静岡刑務所支所設置の請願（第三百三十三号）

第三百三十三号 昭和二十三年十一月十八日受理

吉原市に静岡刑務所支所設置の請願

請願者 静岡縣富士郡岩松村松岡 用杉豊作外四十名

紹介議員 平岡市三君

吉原市警察署の留置場は、現在静岡刑務所の代用として、被疑者と、一般未決囚とを同一場所に留置しているため、種々の弊害が生じている。ことに悪質前科者と青少年を同房せしめなければならぬ現状は、その影響するところ計り知れないものがあるから、至急当地方に静岡刑務所支所を設置せられたいとの請願。

昭和二十三年十二月二十二日印刷

昭和二十三年十二月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局